

報告事項第2号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第15号）第3条第1項の規定に基づき、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部改正について臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年11月27日

提出者 豊島区教育委員会教育長 金子智雄

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月27日

豊島区教育委員会

豊島区教育委員会規則第17号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を改正する規則 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の107.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の127.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の52.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の62.5</u>）</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> |